

※※※※※※※※※※※※※※※※
※ 特定非営利活動法人 ※
※ ジャパンライオンズクラブ ※
※※※※※※※※※※※※※※※※

**特定非営利活動法人
ジャパンライオンズケア定款**

第1条 (名称)

本法人は、特定非営利活動法人 ジャパン ライオンズ ケア と名称をいう。

第2条 (事務所)

本法人は、主たる事務所を広島県呉市本通五丁目1番8-302号に置く。

又、従たる事務所をフィリピン国、パラニャケ市、ベッテルリビング、ドナ ソレダド大通り 49、レマルビルディングに置く。

第3条 (目的)

本法人は、単身生活の高齢者等に対し、健康及び、生活管理のための巡回サービスを行い、健全な生活の維持を図る他、身体的障害等の発生によって日常生活に支障が生じたと判断される場合速やかに医療機関及び、老(高)齢者施設に手続き等、老(高)齢者に直結した福祉の増進を図る。

又、在外邦人老(高)齢者に対しても本邦で行われている福祉活動に準ずるサービスを受ける権利を有すると考え、当該国福祉従事者に対し、本邦での福祉技能、語学、慣習の修得を促し、在外邦人老(高)齢者に精神的安定を提供する。社会活動では、生活環境の改善及び、地域住民の意識改革を促す活動によって、より安全で住み良い街作りを支援する。その一環として、地域住民の国際的視野及び理解の拡大という観点から、文化、芸術芸能、スポーツなどを通し、異文化との交流を進める他、青少年の理解と協力の精神の構築を目指す相互ホームステイを支援し、地域間、国際間の理解と交流からの平和に貢献する。

第4条 (特定非営利活動の種類)

本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. まちづくりの推進を図る活動
3. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
4. 環境の保全を図る活動
5. 災害救援活動
6. 地域安全活動
7. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
8. 国際協力の活動
9. 子どもの健全育成を図る活動
10. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

第5条 (事業の種類)

本法人は、第3条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 特定非営利活動に係る事業
 1. 高齢者巡回サービス事業
 2. 適格外国人受入事業
 3. 福祉相談事業
 4. 住みやすい街作り事業
 5. 青少年の相互ホームステイ事業
2. その他の事業
 1. 海外移住手続き紹介事業
 2. 地域イベント企画事業
 3. 国際イベント企画事業
 4. 輸出入及び、販売事業。

第6条 (種別)

本法人の会員は、次の3種とし、正会員、準会員、特別会員をもって構成し、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員は正会員のみとする。

1. 正 会 員 本法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
2. 準 会 員 本法人の目的に賛同して入会し、要請により支援する個人及び団体
3. 特 別 会 員 本法人の目的に賛同して入会し、各事業別に協賛する個人及び団体

第7条 (入会)

会員の入会条件。

1. 会員の入会については特に条件を定めない。
2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長申にし込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のものの入会を認めない場合は速やかに理由を付した書面にもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (入会金及び会費)

会員は、総会において別に定める入会金及び、会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届けの提出をした場合。
2. 本人が死亡、又は、会員である団体が解散した場合。
3. 継続して1年以上会費を滞納した場合。
4. 除名された場合。

第10条 (脱会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会する事ができる。

第11条 (除名)

会員が次の各号一つに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. この定款に違反したとき。
2. 本法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。

第12条 (抛出金品の不返還)

既納の入会金、会費及び、その他抛出金は、返還しない。

第13条 (種別及び定数)

本法人に次の役員を置く。

1. 理事は4人以上、10人以下。
2. 監事1人。
- 2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

第14条 (選任等)

1. 理事及び監事は、総会において選任する。
2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは、3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又は、本法人の職員を兼ねることが出来ない。

第 15 条 (職務)

理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故或いは、欠けた時、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本定款の定め、及び、理事会の決議に基づき、本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を遂行する。
 1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
 2. 本法人の財産の状況を監査すること。
 3. 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は、財産に関し不正の行為又は、法令、若しくは、定款に違反する重大な事実が有ることを発見した場合は、これを総会又は、所轄庁に報告すること。
 4. 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 5. 理事の業務執行の状況又は、本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第 16 条 (任期等)

役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため又は、増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は、現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 前各号規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

第 17 条 (欠員補充)

理事又は、監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第 18 条 (解任)

役員が次の各号の一つに該当するに至った時は、総会の決議により、これを解任する事ができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反、その他、役員として相応しくない行為が有ったとき。

第 19 条 (報酬等)

1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 20 条 (顧問)

本法人は顧問を置くことができる。

1. 顧問は、2人以下。
2. 顧問は、総会によって選任する。
3. 顧問は、その専門知識の活用を職務とする。
4. 顧問の任期は1ケ年とする。但し、再任を妨げない。

第 21 条 (職員)

1. 本法人に事務局長、その他の職員を置く。
2. 職員は理事長が任免する。

第 22 条 (種別)

本法人の総会は、通常総会と臨時総会の二種とする。

第 23 条 (構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第 24 条 (権能)

総会は、以下の事項について議決する。

1. 定款の変更。
2. 解散。
3. 合併。
4. 事業計画及び、収支予算並びに、その変更。
5. 事業報告及び、収支決算。
6. 役員の選任又は、解任、職務及び、報酬。
7. 入会金及び、会費の額。
8. 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ)
その他、新たな義務の負担及び、権利の放棄。
9. 事務局の組織及び運営。
10. その他、運営に関する重要事項。

第 25 条 (開催)

- 1 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 2. 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求が有ったとき。
 3. 第 15 条第4項第4号の規定により監事から招集が有ったとき。

第 26 条 (招集)

1. 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求が有ったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び、審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前迄に通知しなければならない。

第 27 条 (議長)

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

第 28 条 (定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

第 29 条 (議決)

1. 総会における決議事項は、第 25 条、第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、本定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第 30 条 (表決権等)

- 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任する事ができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条、第1項及び、第 52 条の適用については、総会

に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第31条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び、場所。
 2. 正会員総数及び、出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。）
 3. 審議事項。
 4. 議事の経過の概要及び、議決の結果。
 5. 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第32条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第33条（権能）

理事会は、本定款で定めるものの他、次の事項を決議する。

1. 総会に付議すべき事項。
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項。
3. その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第34条（開催）

理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき。
2. 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求が有ったとき。
3. 第15条第4項第5号の規定により監事から招集の請求が有ったとき。

第35条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求が有ったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第36条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第37条（議決）

理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第38条（表決権等）

各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わる事が出来ない。

第 39 条 (議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 理事総数、出席者数及び、出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第 40 条 (資産の構成)

本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された資産
2. 入会金及び会費
3. 寄付金品
4. 財産から生じる収入
5. 事業に伴う収入
6. その他の収入

第 41 条 (資産の区分)

本法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の二種とする。

第 42 条 (資産の管理)

本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 43 条 (会計の原則)

本法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第 44 条 (会計の区分)

本法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の二種とする。

第 45 条 (事業計画及び予算)

本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第 46 条 (暫定予算)

前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 47 条 (予備費の設定及び使用)

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 48 条 (予算の追加及び更生)

予算議決後にやむを得ない事由が生じた時は、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をする

ことができる。

第 49 条 (事業報告及び決算)

本法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上余剰金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

第 50 条 (事業年度)

本法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第 51 条 (臨機の処置)

予算をもって定めるものの他、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 52 条 (定款の変更)

本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、且、法第 25 条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第 53 条 (解散)

本法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の議決。
 2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
 3. 正会員の欠亡。
 4. 合併。
 5. 破産。
 6. 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により、本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 54 条 (残余財産の帰属)

本法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

第 55 条 (合併)

本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、且つ所轄庁の認証を得なければならない。

第 56 条 (公告の方法)

本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

第 57 条 (細則)

本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	栗 原 信 行
副理事長	中 津 進 一
副理事長	岩越武兵衛
理 事	宮 内 英 樹

理 事 島 崎 勝 美
監 事 村 川 み か

- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条、第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業計画及び、収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定に係らず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 本法人の設立当初の入会金及び、会費は、第8条の規定に係らず、次に掲げる額とする。

		入 会 金	年 会 費
①	正 会 員 (個人)	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>
	正 会 員 (団体)	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>
②	準 会 員 (個人)	<u>10,000円</u>	<u>10,000円</u>
	準 会 員 (団体)	<u>20,000円</u>	<u>20,000円</u>
③	特別会員 (個人)	<u>30,000円</u>	<u>30,000円</u>
	特別会員 (団体)	<u>50,000円</u>	<u>50,000円</u>

これは定款の原本に相違ありません。

平成 20 年 6 月 9 日

特定非営利活動法人

ジャパンライオンズケア

代表理事 栗 原 信 行

